

令和4年1月21日

保護者のみなさま

鹿屋市立鹿屋小学校

校長 森田 勝二

本県における感染拡大の警戒基準が「レベル2」に引き上げられたことに伴う
学校の対応について

全国的に感染者が増加している中、県内において、クラスターが発生するなど感染者が増加していることから、県は警戒基準を「レベル1」から「レベル2」に引き上げるとともに爆発的感染拡大警報を発令しました。

鹿屋市においても、1月中旬以降、感染者や濃厚接触者、PCR検査対象者が増加している状況にあります。

本市は、これまでの学校の行動基準「レベル1」の対応から、「レベル2」の対応に変更しました。学校は、それに応じた対応をとり、感染症拡大防止に全力を挙げて参ります。ご協力をお願いいたします。

なお、「レベル2」の対応については、「鹿屋市における学校の「レベル2」の対応」を参考にしてください。

鹿屋市における学校の「レベル2」の対応

鹿屋小学校

新型コロナウイルス感染症拡大の現状を踏まえ、今まで以上に基本的な感染症対策の徹底を図るとともに、家庭内感染防止の周知を徹底することにより、児童の健康を守ることとします。

1 児童及び教職員が徹底すべき事項

「3密」を避ける、身体的距離を確保するといった感染症対策を一層徹底すること。

- ① 登校前の健康観察（確実な検温、健康観察表の記入と提出）
- ② 最低2時間間隔の「手洗い」の実施
- ③ マスクの着用（状況に応じた適切な着用）
- ④ 十分な換気（できるだけ2方向の開放）
- ⑤ 児童の活動場所や触れた教材等のこまめな消毒
- ⑥ 更衣室、部室等の共用エリアは、一斉利用を避け、短時間の時間差利用とし、身体的距離の確保、会話の制限等の徹底を行う

2 出席及び登校時の健康状態の把握（※教職員も含む）

- (1) 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校（出勤）しないことの徹底
 - ア 児童が、登校前に発熱等の風邪症状がある場合、自宅で休養する。また、同居する家族に風邪症状が見られる場合は、登校を見合わせる。（出席停止の措置）
 - イ 教職員についても、同様に対応する。
- (2) 登校時の健康状態の把握
 - ア 各家庭では、登校前に児童の検温や健康状態を把握し、熱や風邪症状がある場合は学校に連絡し、自宅で休養する。
 - イ 健康状態の把握には、「健康観察表」等を活用する。
 - ウ 家庭への協力を呼びかけ、同居する家族においても毎日の健康状態を確認するよう求める。

3 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策

- (1) 各教科等について

教科の活動は、可能な限り感染症対策を行った上で行うが、リスクの高い活動は慎重に検討する。

 - ア 学習活動における、児童の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。
 - イ できるだけ個人の教材教具を使用し、児童同士の貸し借りはしないようにする。
 - ウ 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の手洗いを行わせること等の点にも留意する。
- (2) 部活動について（※スポーツ少年団についても同様とする）

可能な限り感染症対策を行った上で、感染リスクの高い活動を避け、実施する。また、対

外試合等については、大隅地区内（曾於、肝属）での実施とする。

なお、公式大会については、感染状況を踏まえ、慎重に判断することとする。

ア 着替えや移動、ミーティング、用具の準備や後片付け等、運動を行っていない時間帯は、可能な限りマスクを着用させる。

イ 部活動に伴う会話や食事による感染を防ぐため、部活動前後における集団での飲食は行わせないこととし、部活動終了は速やかに帰宅させる。

3 家庭内感染防止の周知徹底について

「家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント～」(HP参照)を徹底する。